

報道機関各位

令和8年（2026年）1月21日（水）15時00分配付

タイトル	衆議院議員総選挙後志実施本部の設置及び同実施本部看板の掲示について																
配付資料	・衆議院議員総選挙後志実施本部設置に当たっての本部長（支所長）の報道機関に対するコメント 他																
内容 （目的・趣旨）	<p>1 衆議院議員総選挙後志実施本部の設置 衆議院議員総選挙の管理執行の万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、次のとおり北海道選挙管理委員会事務局後志支所内に「衆議院議員総選挙後志実施本部」を設置します（設置要綱は別紙のとおり）。</p> <p>2 衆議院議員総選挙後志実施本部の設置に伴う看板の掲示 北海道後志合同庁舎2階 地域政策課執務室前に支所長及び次長が衆議院議員総選挙後志本部設置に伴う看板を掲示する。</p> <p>【看板掲示時刻】 令和8年（2026年）1月23日（金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解散のタイミング</th> <th>実施本部設置時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13:00</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>15:00</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>16:00</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>17:00</td> <td>18:00</td> </tr> <tr> <td>17:00以降</td> <td>1月24日（土）10:00</td> </tr> </tbody> </table>			解散のタイミング	実施本部設置時刻	13:00	14:00	14:00	15:00	15:00	16:00	16:00	17:00	17:00	18:00	17:00以降	1月24日（土）10:00
解散のタイミング	実施本部設置時刻																
13:00	14:00																
14:00	15:00																
15:00	16:00																
16:00	17:00																
17:00	18:00																
17:00以降	1月24日（土）10:00																
参考	道選管事務局において令和8年（2026年）1月21日（水）15時00分に発表（道政記者クラブあて）																
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td>月 日（ ）</td> <td>時以降</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>月 日（ ）</td> <td>刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降	新聞	月 日（ ）	刊以降									
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降															
新聞	月 日（ ）	刊以降															
報道（取材）に 当たってのお願い	報道関係者の方々には、様々な機会を通じ、選挙に関するPRに御協力いただきませうよろしく申し上げます。																
他のクラブとの 同時発表	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 令和8年（2026年）1月21日（水）																
担当窓口	北海道選挙管理委員会事務局後志支所 主幹 横山 巨樹 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 TEL 0136-23-1342 FAX 0136-22-0948																

衆議院議員総選挙後志実施本部設置要綱

1 設置目的

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、北海道選挙管理委員会事務局後志支所内に衆議院議員総選挙後志実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな衆議院議員総選挙の実現及び最高裁判所裁判官国民審査制度の普及並びに棄権防止等の啓発に関すること。

3 機構

- (1) 本部に、本部長、副本部長、参事、主幹及び主査を置く。
- (2) 本部長は北海道選挙管理委員会事務局後志支所長を、副本部長は同支所次長を、参事は同支所参事を、主幹は同支所主幹を、主査は同支所主査をもって充てる。
- (3) 本部長は、本部を代表し、事務を統理する。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。
- (5) 参事は、上司の命を受け、事務を監督する。
- (6) 主幹は、上司の命を受け、事務を掌理する。
- (7) 主査は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

4 所掌事務

庶務一般、選挙一般、選挙運動、選挙公営、選挙相談、啓発宣伝一般、投開票速報受理一般とする。

- 5 この本部は、令和8年（2026年）1月23日に設置する。

衆議院議員総選挙後志実施本部設置に当たっての
本部長（支所長）の報道機関に対するコメント

令和8年（2026年）1月23日（金）

北海道後志合同庁舎2階 地域政策課前

- 北海道選挙管理委員会事務局後志支所は、本日「衆議院議員総選挙後志実施本部」を設置し、選挙の管理執行体制に入りました。
- 実施本部は、本部長（支所長）以下、26名の職員が衆議院議員総選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進することを目的として設置しました。
（本部長 2名：支所長、次長、参事、地域政策課職員 23名）
- 選挙は民主政治の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会になりますので、有権者の皆様が投票に参加されるよう、選挙の啓発に努めます。
特に、最近の選挙で投票率が低い、10代、20代及び30代の若年層に対し、SNS等を活用して、投票への参加を積極的に呼びかけてまいります。
- また、近年の国政選挙等で行われている「選挙妨害」や「虚偽事項の公表」等については、各種広報媒体を活用して当該行為の防止についての周知啓発を行ってまいります。
- 候補者をはじめ政党関係者等選挙に携わる方々には、ルールを守ったきれいな選挙の実現に御協力をお願いいたします。
- 報道関係者の方々には、様々な機会を通じまして、選挙に関する周知をお願いしてまいりたいと考えておりますので、これまで以上の御協力をお願いいたします。